

企業活動と行政法の深い関係がよくわかる!

行政規制がわかる

行政規制がわかる

企業法務 担当者のための 行政法 ガイド

宇佐見方宏 鈴木庸夫 田中良弘【編著】

企業法務担当者 必読!

企業活動から見た行政法を、実際の事例を踏まえ、具体的に解説。行政規制にどう対処すべきか、そのヒントがここにあります!

第一法規

宇佐見方宏 鈴木庸夫 田中良弘【編著】

A5判・280頁 定価 本体2,800円+税

内容見本

第1章

理由の不備で処分が取り消される!?

～課税処分が取り消されるとき～

田中 良弘

行政処分が違法である場合、裁判所はその処分を取り消す旨の判決をします。この取消事由には、大きく分けて、処分の内容そのものが違法である場合(実体的取裁)と、処分の手続に違法がある場合(手続的取裁)があります。近年の裁判所は、以前に比べ、手続的取裁についても厳しい態度を示すようになってきました。

手続的取裁が処分の取消事由となるのもも典型的な例が、本章と次章で取り上げる「理由の不備」です。行政の手続を定めた行政手続法や個々の法令により、行政庁は、処分にあたり、原則として相手方に処分理由を示すこと(理由の提示)が義務付けられています。そして、理由が提示されていない場合はもちろん、提示された理由が不十分である場合にも、理由の不備があるとして、処分が取り消されることがあります。

特に、税金に関する処分(課税処分)については、たとえ処分自体に実体的取裁がなくとも、理由の不備という手続的取裁が処分の取消事由となるという考え方が、古くから裁判所によって確立されてきました。本章では、この課税処分を取り上げ、行政処分における理由付記制度の意義や、どのような場合に理由の不備があるとされるのかについて解説します。

第1章 理由の不備で処分が取り消される?!

1. 「理由の不備」で処分が取り消される!?

第4編 企業活動に対する住民の「監視」を知る

(4) 控訴審判決(東京高判平成26年2月19日)

ア 判断

各請求に対する判決主文は次のとおりです。

請求	原告適格(訴訟要件)	本案の判断
①	×:原告適格なし	なし
②	×:原告適格なし	なし
③	×:原告適格なし	なし
④	○	×:請求を棄却する
⑤	×:出訴期間経過	なし
⑥	○	×:請求を棄却する
⑦	○	不利益変更禁止(民事訴訟法307条ただし書)
⑧	○	同上

イ 判決概要

控訴審判決は、第一審の判決が示した原告適格の判断を維持しながらも、②および⑧の請求についても原告適格を認めました。その理由は次のとおりです。

この訴訟の原告らは成田空港線ではなく北総線を利用する沿線住民であるところ、日常的に北総線を利用するに際して、直接に京成電鉄に対して旅客運賃を支払っているわけではありませんでした。しかしながら、そのような仕組みは、「京成電鉄運賃上限認可処分に係る旅客運賃上限の額が北総線運賃変更認可処分に係る旅客運賃の額と同じであり、京成電鉄が上記区間の旅客運賃の額をこの額とする届出をしたことを前提として、事務処理の便宜から「北総線道が一元的に行うこと」として、日常的に北総線区間の鉄道を利用している者は、北総線運賃変更認可処分とともに京成運賃上限認可処分の取消しの訴えについても原告適格を有すると判断しています。

第3章 事業に関する許認可が利用者の訴えで取り消される?!

■第一審と控訴審の比較

請求	第一審	控訴審(訴訟要件)	第一審	本案の判断
①	×:原告適格なし	×:原告適格なし	なし	なし
②	×:原告適格なし	×:原告適格なし	なし	なし
③	×:原告適格なし	×:原告適格なし	なし	なし
④	○	○	×:請求を棄却する	×:請求を棄却する
⑤	×:出訴期間経過	×:出訴期間経過	なし	なし
⑥	○	○	×:請求を棄却する	×:請求を棄却する
⑦	×:原告適格なし	○	なし	不利益変更禁止
⑧	×:原告適格なし	○	なし	不利益変更禁止

※請求の①から⑧は3(2)を参照

▶ 法務担当者へのメッセージ

冒頭で述べたとおり、私企業が顧客その他関係会社等と紛争に発展したとき、単なる民事紛争であれば、民事訴訟その他の裁判上あるいは裁判外手続によって解決すればよく、また法的効果が波及することはありません。それまでどおり事業を継続することが可能です。しかし、一度、その事業の基となる許認可が争われる事態となったときは、当該事業、ひいては会社経営に非常に大きな影響を及ぼす可能性があります。行政事件訴訟法9条に2項が加わり、原告適格の判断については様々な要素を検討することを法律が求めるようになってきました。その結果、原告適格が認められる範囲が拡大する傾向にあるとの指摘もあります。

いつ、いかなるきっかけで行政訴訟が提起されるかはわかりません。訴訟提起がされたところで、原告は第三者であることから、本案である許認可の違法性の問題にはなり得ないと楽観視することができない時代に入っているといえます。監督行政による許認可に基づいて事業を行っている私企業としては、どのような場合に処分される可能性があるのか、許認可の根拠となる法令を十分に分析し、あらかじめリスクを排除しておく必要があるでしょう。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1編 企業と行政法の関係を知る

- 第1章 企業の立場から行政法を考える
- 第2章 企業行政法を読み解く方法
- 第3章 企業活動に対する行政介入にはどのようなものがあるか

第2編 企業を縛る行政による「規制」を知る

- 第1章 企業活動を独占禁止法が制約する ～規制の予測可能性を中心に～
- 第2章 行政指導による参入規制に対する対処法 ～病院開設許可制度を題材に～
- 第3章 法制度による参入規制に対する対処法 ～行政指導が「行政処分」に当たるとき～

第3編 行政が企業に処分を行うための「手続」を知る

- 第1章 理由の不備で処分が取り消される!? ～課税処分が取り消されるとき～
- 第2章 裁判における理由の不備の争い方 ～特許訴訟を題材に～
- 第3章 取消処分が実体的に適法なら手続の違法性は問題にならない?
～民間機関による行政事務の遂行と行政手続法～

第4編 企業活動に対する住民の「監視」を知る

- 第1章 企業秘密が情報公開の対象に!? ～公開の差止めが認められた事例～
- 第2章 企業への補助金が違法になるとき ～住民訴訟で公益性が否定された事例～
- 第3章 事業に関する許認可が利用者の訴えで取り消される!?
～消費者・利用者に原告適格が認められるとき～
- 第4章 広告の表示が景品表示法違反になるとき ～優良誤認表示とされた事例～

詳細・お申し込みはコチラ →

第一法規

検索

CLICK!